

# 次期都道府県社会的養育推進計画 の策定要領案（概要）

# 次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

## 〈現行策定要領〉

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方や留意事項**をまとめて策定要領として示したもの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。

### 【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。  
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



## 〈主な見直しのポイント〉

計画期間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 <b>次期計画は令和7～11年度の5年を1期</b> として策定。
項目	<ul style="list-style-type: none"><li>●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を<b>13項目</b>とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。</li><li>●<b>家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念</b>に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。</li></ul>
計画記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にP D C Aサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「<b>現行計画の達成見込み・要因分析の内容等</b>」の記載を求める。</li><li>●「<b>資源の必要量等の見込み</b>」「<b>現在の整備・取組状況等</b>」「<b>整備すべき見込量等</b>」の記載を求める。</li><li>●さらに、「<b>整備すべき見込量等</b>」について、「<b>整備・取組方針等</b>」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。</li></ul>
評価のための指標	<ul style="list-style-type: none"><li>●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに<b>統一的な「評価のための指標」</b>を設定する。</li><li>●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により<b>自己点検・評価</b>を求める。</li><li>●国は、各都道府県の取組の進捗について、<b>毎年度調査を実施し、分析・評価</b>して公表。</li></ul>

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）

## (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、当事者であるこどもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にP D C Aサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、こども一人一人に対して行われたソーシャルワークがこどもに還元されていることが重要であることに留意することが必要。

## (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらには子どもの意見表明等支援事業の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていくことが必要。

## (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導措置を行うとともに、子どもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施することが必要。
- ・市区町村のこども家庭センターによる相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業などの支援メニューを提供し、虐待等に至る前の予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係の再構築に向けた支援の効果的な実施が必要。

## (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた多機能な支援を包括的に提供することが必要。

## (5) 各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み

- ・現行計画の代替養育を必要とする子ど�数の見込みについて、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて時点修正することが必要。その際、予防的支援による家庭維持の見込数、家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえて算出することが必要。

## (6) 一時保護改革に向けた取組

- ・安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべき。また、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすることが必要。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要。
- ・一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例で基準を定め、必要な環境整備を行うことが必要。そのため、まずは委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成を行うとともに、一時保護専用施設等の確保など、一時保護の体制整備の充実に努めることが必要。

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）※現行策定要領からの変更等を中心に記載

## (7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育が必要な子どもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは里親、ファミリーホームの中から、子どもの意向等を踏まえつつ、子どもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題がある子どもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うことが必要。
- ・その上で、これらの代替養育の開始の時点から、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等を検討することが必要。

## (8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・代替養育を必要とすることもに対しては、一時保護時や何らかの障害のある子どもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親探し50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

## (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

## (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことなどから、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化や社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要。

## (11)児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、子ども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

## (12)障害児入所施設における支援

- ・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

## 次期計画策定上の留意事項

- ・各都道府県においては、令和6年度末までに令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・子ども家庭センターの整備等に向けた支援、里親支援センターによる里親支援体制の構築に向けた実施機関やその配置の調整等、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた計画策定のための調整・検討等、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。

## 2.項目ごとの策定要領※現行策定要領からの変更等を中心に記載

### (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

#### 事項

家庭養育優先原則と  
パーマンシー保障  
の理念を踏まえた計  
画策定

各項目に係る基本的  
考え方

計画策定等における  
当事者であるこども  
の意見の反映等

市区町村との連携体  
制等

評価のための指標と  
P D C Aサイクルの  
運用

#### 計画策定に当たっての留意事項

- パーマンシー保障には、まず、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべき。そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要
- 各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、現行計画を見直して新たな計画を策定することが必要

- 現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込）の要因分析等の内容等を記載
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に規定する都道府県の施策についても考慮することが必要

- 計画策定に当たっては都道府県児童福祉審議会等への意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- P D C Aサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

## 2.項目ごとの策定要領

### (2)当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

#### 事項

子どもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

子どもの権利擁護に係る環境整備

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、子どもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上で子どもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明
- 子ども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を養成・確保し、子どものニーズに対応できる体制整備に努める
- 子どもの意見等を子どもの最善の利益を考慮して検討し、結論と理由を子どもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会に子どもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める
- 子ども自身に対しその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすい周知啓発を図ることが不可欠
- 社会的養護に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

## 2.項目ごとの策定要領

### (3)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

#### 事項

子ども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、子ども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画には子ども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載。とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載すること
- 子ども家庭センターに関するガイドライン等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導を行うとともに、市区町村への送致のほか、適当と考えられる事例については、市区町村に在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を児童相談所職員と一緒に行うこと等により、お互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- 子ども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

ヤングケアラーに対する支援

## 2.項目ごとの策定

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

##### 事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要な子ども等を積極的に支援することが必要
  - 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、必要な支援を検討
  - 子ども・子育て支援担当部局等と連携し、市区町村に対して計画の内容を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載内容等を順次反映
  - 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
  - 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供などの支援を検討
- 
- 様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

## 2.項目ごとの策定要領

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

##### 事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る

市区町村との連携体制

- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

## 2.項目ごとの策定要領

### (4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

#### 事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、**乳児院や母子生活支援施設等**の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
- 助産施設の確保に取り組むこと
- 制度の周知にも取り組むこと
- 都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、**市区町村等の関係機関との連絡会議**の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
- 市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、**妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要**。その際、**家庭支援事業の活用**も含めて検討が必要
- 児童福祉及び母子保健担当部局等の**関係機関の職員等への研修**
- 市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 事項

代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要がある者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援による家庭維持の見込数のほか、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること  
(参考例) こどもの人口（推計・各歳ごと）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）  
= 代替養育を必要とするこども数

## 2.項目ごとの策定要領 (6)一時保護改革に向けた取組

### 事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべき。特に、年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすること
- まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。とりわけ乳幼児は家庭養育優先原則を十分に踏まえることが必要。一時保護専用施設等の確保に努めることも必要
- 国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数、職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- 子どもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、施設内のルールが適切か、定期的に見直す

## 2.項目ごとの策定要領 (7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組 ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

### 事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づく  
ケースマネジメント

### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底。すなわち、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、子どもの意向等を踏まえつつ代替養育先を検討。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のある子どもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行う。その上で、代替養育の開始の時点から、子どもの意向等を踏まえながら家庭復帰を目指し、困難な場合は特別養子縁組等を検討
- 児童相談所に、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させるなどの体制整備を行うこと。早期のパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うためには、専門チームや担当係の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 親族等が子どもを養育する場合に、児童相談所は、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族等が希望する場合には養育里親研修等を勧奨することが望ましい

## 2.項目ごとの策定要領

### (7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組 ②親子関係再構築に向けた取組

#### 事項

児童相談所における体制強化

民間団体との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親・FH・施設との協働による支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、児童相談所がコーディネート業務を適切に行うなどを前提とし、協働による支援であることを意識
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を發揮
- 里親・ファミリーホーム・施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

## 2.項目ごとの策定要領

### (7)代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組 ③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

#### 事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となって、子どもの意向等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、特別養子縁組等を検討
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討。特に親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児は特別養子縁組を積極的に検討
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討
- 縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと

## 2.項目ごとの策定要領

### (8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 ①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

#### 事項

家庭養育優先原則と  
パーマネンシー保障  
の理念に基づく支援  
の在り方

里親等委託が必要な  
こども数の見込み

新たに確保が必要な  
里親・ファミリー  
ホーム数の算出、里  
親等委託率の目標設  
定等

十分な受け皿の確保  
等

里親のリクルートに  
係る市区町村との連  
携体制等

やむを得ず委託解除  
に至った要因分析

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討することが必要
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式  
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合 = 里親等委託が必要なこども数
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討することが必要。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする
- 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に里親等委託を検討する必要があり、特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を行うことが必要
- 以上を踏まえ、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、令和11年度時点における年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定・実行する。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、上記事項を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定
- 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう令和11年度における数値目標を設定する
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得ること
- 障害児の障害特性に応じて適切に養育できる環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めること
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図ることが必要。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

## 2.項目ごとの策定要領

- (8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組  
②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

### 事項

### 計画策定に当たっての留意事項

包括的な里親等支援体制の整備

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討
- 設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、民間フォースタリング機関の活用についても検討

## 2.項目ごとの策定要領

- (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組  
①施設で養育が必要なこども数の見込み

### 事項

### 計画策定に当たっての留意事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

- (5)の項目で算出した年度ごとの「代替養育を必要とすることも数」から、(8)の①の項目において算出した「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと

## 2.項目ごとの策定要領

### (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### 事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定
- 就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等委託が原則であり、特に乳児院は、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、妊娠婦や在宅で不適切な養育をされている乳幼児、実親、里親・里子に総合的に支援を実施できる社会資源として、一層の機能転換を図ることが必要。乳児院が、こども家庭センターや医療機関等との連携・協働先に位置付けられるよう働きかけるとともに、妊娠婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても地域の実情に応じて検討
- 国は、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組状況を評価。進捗状況を毎年度公表
- 妊娠婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- 家庭支援事業をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターや里親支援センターの設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
  - ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
  - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成等
  - 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステムの確立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### ①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

#### 事項

社会的養護経験者等数の見込み、実情把握

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みとともに、その実情について、国において策定する実施要綱等を踏まえて把握すること

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

#### 事項

#### 計画策定に当たっての留意事項

児童自立生活援助事業

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の実施箇所数の計画を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、管内の施設等の状況を踏まえて、事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画を策定

社会的養護自立支援拠点事業

- (10)の①の項目の実情把握を参考とすることに加え、現に支援している関係者等からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定
- 関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援の実施を検討

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、関係機関との連携等について、支援ニーズに即した支援体制の整備に向けた計画を策定
- 社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される社会的養護自立支援協議会の設置を積極的に検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (11)児童相談所の強化等に向けた取組 ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

#### 事項

#### 計画策定に当たっての留意事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

## 2.項目ごとの策定要領

### (11)児童相談所の強化等に向けた取組

#### ②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

##### 事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

児童相談所における人材確保・育成

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載。なお、医師及び弁護士の確保については、常勤職員としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載

児童相談所の管轄人口

- 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載

市区町村との連携

- 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい

## 2.項目ごとの策定要領

### (12)障害児入所施設における支援

##### 事項

##### 計画策定に当たっての留意事項

障害児入所施設における支援

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

### 3. 次期計画策定上の留意事項

#### 事項

次期計画の計画期間、  
計画の見直し等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、以下について可能なものから順次速やかに取組む
  - ・市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
  - ・里親支援センターによる一貫した里親等支援体制の構築に向けた調整・検討
  - ・乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、計画策定のための調整・検討
  - ・これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
  - ・現行計画の達成見込みの確認・要因分析等
  - ・資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）の把握
  - ・代替養育を必要とすることも数、里親等委託が必要なことも数、施設で養育が必要なことも数の見込みの算出
  - ・自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握など
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意